

○国土交通省告示第六十号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第三条第四項の規定に基づき、
事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成十三年国土交通省告示第千三百六十
五号）の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年一月二十三日

国土交通大臣 林 寛子

「（平成元年労働省告示第七号）の次に「。以下「改善基準告示」という。」を加え、後段として次の
ように加える。

なお、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間（た
だし、改善基準告示第四条第三項において厚生労働省労働基準局長が定めることとされている自動車
運転者がフェリーに乗船する場合における休息期間を除く。）は百四十四時間を超えてはならない。